

千葉県青少年サポート事業運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、非行、暴力行為、怠学、不登校、ニート等の問題行動に及んでいる児童・生徒及び無職少年を支援するために実施する青少年サポート事業（以下「事業」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 児童・生徒： 学校等に在籍している20歳未満の者をいう。
- (2) 無職少年： 児童・生徒以外で、定職に就いていない20歳未満の者をいう。
- (3) 関係機関： 学校、教育委員会、児童相談所、警察署及び警察少年センター、行政機関、司法機関、保護司会連絡協議会、民生委員児童委員協議会、その他関係団体等

(事業の要件)

第3条 支援が受けられる要件は、次のとおりとする。

- (1) 支援の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、非行、暴力行為、怠学、不登校、ニート等の問題行動に及んでいる児童・生徒及び無職少年等とする。
- (2) 支援対象者及びその保護者は、千葉市の在住者であること。
- (3) 支援対象者は、保護者の承諾に基づき関係機関から要請があった者、ただし無職少年については、保護者からの要請のみでも要件に加えるものとする。

(実施施設)

第4条 事業は、別表第1の施設において実施する。

(事業の実施内容)

第5条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 非行、暴力行為、怠学、不登校、ニート等の支援対象者に対する支援活動
 - ア 生活指導、学習指導
 - イ 職業相談
 - ウ その他、必要な支援活動
- (2) 家庭への支援活動
 - ア 生活態度等に関わる相談及び支援
 - イ 関係機関との連携による支援
- (3) 学校等への支援活動
 - ア 支援対象者に関する連携した活動
- (4) その他必要な支援活動

(支援対象者の定員)

第6条 支援対象者の定員は、25名程度とする。

(指導員の配置)

第7条 支援対象者への支援体制は、指導員を配置し、サポートセンター所員と連携して第5条に規定する活動を推進する。

2 指導員の身分と職務は、次のとおりとする。

- (1) 指導員は会計年度任用職員とし、その取扱いは千葉県職員服務規程(昭和39年千葉県訓令(甲)第10号)第20条(会計年度任用職員の職務)による。
- (2) 指導員は、次に掲げる職責の遂行に努めなければならない。
 - ア 青少年問題について深い理解と熱意を有し、青少年に愛情をもって対応する。
 - イ 人格は高潔で良識をもって対応する。
- (3) 指導員の職務は、次のとおりとする。
 - ア 支援対象者が所属する関係機関や保護者の来所相談及び面談業務
 - イ 支援対象者に関わる家庭等との連絡
 - ウ 支援対象者が所属する学校等や関係機関との連絡調整
 - エ 実践記録書の作成
 - オ 改善目標及びその目標に向けての計画
 - カ その他、必要とする事項

(支援の要請)

第8条 支援の要請は、次のとおりとする。

- (1) 支援対象者と認められる児童・生徒が在籍する学校等は、別記様式第1号と第4号の原本及び第3号の写しを、担当分室を通してサポートセンターの所長に提出する。
- (2) 所属のない無職少年に支援を受けさせたい場合は、保護者が別記様式第2号と第4号を提出する。

(支援対象者の認定)

第9条 要請を受けた者については、家庭環境や問題行動の要因等の調査及び面談を実施した後、分室内で検討した上で、所長が支援対象者として認め、在籍する学校等及び保護者に通知する。

(関係機関への依頼)

第10条 支援対象者と認められたときは、その支援について連携する必要がある関係機関に協力を依頼する。

(支援状況の報告)

第11条 支援状況の報告は次のとおりとする。

- (1) 支援の状況については、事業活動記録に基づき毎月要請を受けた学校等や保護者へ、事業実践記録書で報告する。
- (2) 事業の終了時または年度末には、児童・生徒が在籍する学校への報告を、別記様式第5号をもって行う。

(個人情報の保護)

第12条 サポートセンター所員及び指導員が共有する支援対象者の情報は、次に限るものとする。

- (1) 問題行動及びその要因についての情報
- (2) 家庭環境及び保護者の養育姿勢についての情報

(秘密の保持)

第13条 サポートセンター所員及び指導員は、事業の実施により知り得た支援対象者に関する情報は漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月 1日より実施
平成27年3月27日 改正
令和 2年4月 1日 改正地方公務員法等による指導員の身分変更
令和 3年4月 1日 改正

別表第1 (第4条関係)

名称	所在地
青少年サポートセンター	中央区千葉港2-1 中央コミュニティセンター8階
青少年サポートセンター東分室	若葉区千城台西2-1-1 千城台市民センター2階
青少年サポートセンター西分室	美浜区高浜3-1-3 千葉市教育会館2階
青少年サポートセンター南分室	緑区おゆみ野3-15-2 鎌取コミュニティセンター等 複合施設1階
青少年サポートセンター北分室	花見川区花見川3-31-103 花見川市民センター等 複合施設1階